

第14節 子育てバリアフリーなどを推進する

1 ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進

子どもから高齢者までの全ての世代や外国人を対象に想定し「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方で、昨年秋から公共交通機関や主な駅周辺等の歩行空間、病院等の不特定多数の方が利用する建築物等に関するバリアフリー施策を総点検し、今後の取組方針を「ユニバーサルデザイン政策大綱」として7月に公表している。

今後、この政策大綱を踏まえ、子どもから高齢者までの全ての人々が安心して生活できるよう、公共施設等のバリアフリー環境の整備を一層推進していくこととしている。

2 建築物等におけるバリアフリー化の推進

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年法律第44号)が、1994(平成6)年9月から施行されており、建築物・施設について利用円滑化基準に適合するよう推進されている。

高齢者・身体障害者等を対象としているが、乳幼児同伴の利用者に配慮した設備等についても、高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準に沿って、促進されてきた。

例えば、乳幼児同伴の利用者が利用する建築物全般における、乳幼児用いす、乳幼児専用ベッド、授乳のためのスペース、多機能トイレの設置等が挙げられる。他には、建物出口近い位置に妊婦や乳幼児同伴の利用者が利用できる駐車施設の確保や通路への手すりの設置、劇場等の客席・観覧席における乳幼児同伴の利用者のための区画された観覧室の設置などがある。

3 公共交通機関のバリアフリー化

高齢者、身体障害者などが、自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を目指し、2000(平成12)年11月、公共交通機関を利

用する身体障害者等の移動に関する身体の負担を軽減することにより、その移動の利便性及び安全性の向上を促進することを目的とする「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年法律第68号、以下「交通バリアフリー法」という。)が施行され、施行と同日に、交通バリアフリー法に基づき、移動円滑化の意義・目標、公共交通事業者等が講ずべき措置、市町村が作成する基本構想の指針等を定める移動円滑化の促進に関する基本方針(平成12年国家公安委員会、運輸省、建設省、自治省告示第1号)が策定された。これらを踏まえ、旅客施設における段差の解消、多機能トイレ(おむつ交換シート等)の設置や乗合バス車両におけるノンステップバス、リフト付バス、路面電車における低床式車両(LRV)の導入等が進められている。

なお、基本構想を策定する際、官公庁施設や福祉施設等についてハートビル法との連携を図る観点から、2004(平成16)年10月に基本方針を変更した。

4 都市公園のバリアフリー化

歩いていける身近な場所において、妊婦、子ども及び子ども連れの人をはじめ、すべての人々の健康運動や遊びの場及び休息やコミュニケーションの場となる都市公園を計画的に整備



ゆったりトイレ(東京都)

するとともに、園路やトイレ等の公園施設のバリアフリー化を推進する。

5 河川空間のバリアフリー化

河川の近隣に病院や老人ホーム、福祉施設などが立地している地区や、高齢者の割合が著しく高い地域等において、水辺にアプローチしやすいスロープや手摺り付きの階段、緩傾斜堤の整備等バリアフリー化対策を実施し、高齢者、障害者、子ども等を含むすべての人々が安心して河川を訪れ、憩い親しめる河川空間を創造する。

6 海岸保全施設のバリアフリー化

妊婦、子ども及び子ども連れの人が日常生活の中で海辺に近づき、身近に自然と触れ合えるようにするため、海岸保全施設のバリアフリー化を推進している。

7 子育てバリアフリーの情報提供

妊産婦や乳幼児を持つ子育て家庭が地域において安心して生活できる子育て環境を整備するため、妊産婦、子どもや子育て中の親子が外出や社会活動を困難にしているような障壁がないかを点検・確認し、これを反映させた子育てバリアフリーのまちづくりに関する基本計画を策定する際の支援を行っている。

また、市町村において、乳幼児とその親が外出する際の遊び場、授乳コーナー及び一時預かりの実施場所等を示したマップを作成し、子育て家庭に情報提供することにより、子育てしやすいまちづくりを推進している。

さらに、交通バリアフリー教室の開催やバリアフリーボランティアの普及・促進を図り、「心のバリアフリー社会」を実現するとともに、鉄道駅等の旅客施設や宿泊施設のバリアフリー化の状況に関する情報提供を推進する。

8 子育てを支援する道路交通環境の整備

妊婦、子ども及び子ども連れの人が安全にか

つ安心して通行することができるよう、交通事故が多発している住居系地区又は商業系地区796か所を「あんしん歩行エリア」として指定し、都道府県公安委員会による信号機、光ビーコン等、道路管理者による歩道、ハンプ（道路上の凸型施設）、クランク（ジグザグ蛇行）等の整備等を重点的に実施し、生活道路における歩行空間の整備及び通過交通の進入や速度の抑制に努めている。また、音響信号機、歩行者感應信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備を推進するとともに、幅の広い歩道の整備や、歩道の段差・勾配の改善等に取り組み、歩行空間のバリアフリー化に努めている。

9 遊び場の安全対策の推進

都市公園における遊具については、2002（平成14）年3月に、安全確保に関する基本的な考え方を示した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を取りまとめ、各施設管理者への周知を図っている。さらに、2004（平成16）年4月2日に発生した大阪府住宅供給公社の団地内における回転式遊具の事故に伴い、指針に即した遊具の安全点検及び安全確保を促すとともに、児童福祉施設等に設置している遊具についても、安全確保の一層の徹底を各施設管理者へ呼びかけている。

10 建築物の安全対策の推進

2004（平成16）年3月に発生した東京都六本木ヒルズの自動回転ドアにおける子どもの死亡事故に関して、「自動回転ドアの事故防止対策に関する検討会」を開催し、6月に「ガイドライン」を取りまとめ、地方公共団体等に対し周知した。引き続き、建築物における事故情報の収集や再発防止対策の体制整備等を推進し、子どもの安全な生活環境づくりという観点も含めた建築物の整備を図っていくこととしている。

また、2005（平成17）年7月には、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故防止対策部会を開催しており、事故情報について継続的な

分析を行うとともに、必要な対策を検討し重大事故の発生防止を図る。

11 S T S (スペシャル・トランスポート・サービス) を活用した育児支援輸送サービスの普及推進

S T S に関しては、2004 (平成16) 年度において、S T S を活用した育児支援輸送サービス実証実験調査報告書をまとめた。本報告書では、育児支援輸送サービスの実証実験から得られた利用者のニーズとタクシー事業者の課題等を踏まえ、S T S を活用した育児支援輸送サービスの在り方について提示した。

12 子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進

近年、略取誘拐や小学校への不審者の侵入等、子どもが被害者となる事案が多数発生し、子どもを取り巻く環境が一段と厳しくなっている。そのため、「子どもを犯罪から守るための対策の推進要領」(2005年5月) に基づき、子どもを対象とする犯罪の取締りや通学時間帯における通学路等のパトロール活動を強化するとともに、防犯ボランティアや母親クラブ等によるパトロール活動、「子ども110番の家」への支援を

推進している。

また、学校等の教育関係機関と連携して、子どもの連れ去りや不審者の学校侵入を想定しての実践的な防犯訓練や防犯教室の実施を推進するとともに、ネットワーク等の構築により、声かけ事案、不審者情報等の迅速な発信及び共有に努めている。

13 「安全・安心まちづくり」の推進

2002 (平成14) 年11月に設置した防犯まちづくり関係省庁協議会において取りまとめた「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」(2003年7月) の着実な実施を図ることなどにより、防犯に配慮した犯罪の発生しにくい公共施設等の整備・管理の普及を促進し、併せて住宅についても犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくい安全で安心なまちづくりを推進している。子どもに対する犯罪の発生が懸念される学校周辺、通学路、公園、地下道、空き屋等における危険箇所の把握・改善に努めているほか、通学路等に非常用赤色灯、非常ベル、通報者撮影カメラ、インターホン等を備えるとともに、緊急時には警察への通報をすることができる「子ども緊急通報装置」の整備を行っている。

第15節 児童手当の充実を図り、税制の在り方の検討を深める

1 児童手当の充実

児童手当制度は、児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上を図ることを目的として、1972 (昭和47) 年に発足し、以降、数度にわたり充実が図られており、2004 (平成16) 年6月には、急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策の一環として、児童手当法 (昭和46年法律第73号) が改正され、同年4月にさかのぼって、支給対象年齢が、義務教育就学前から、小学校第3学年修了前 (9歳到達後最初の年度末) までに引き上げられた。

現在の児童手当制度は、以下のようになっている。

支給対象	第1子以降0歳から小学校第3学年修了前 (9歳に到達後初めての年度末まで)
支給対象児童数	約940万人
手当額	第1子・第2子 5,000円/月 第3子以降 10,000円/月
所得制限	596.3万円未満 ただしサラリーマンは780.0万円未満 (収入ベース) (扶養親族 被扶養配偶者 + 子ども2人の場合)